

## 令和5年第6回 飯塚市議会会議録第4号

令和5年12月7日（木曜日） 午前10時00分開議

### ○議事日程

日程第8日 12月7日（木曜日）

### 第1 一般質問

### ○会議に付した事件

議事日程のとおり

### ○議長（江口 徹）

これより本会議を開きます。昨日に引き続き、一般質問を行います。28番 道祖 満議員に発言を許します。28番 道祖 満議員。

### ○28番（道祖 満）

今回の市議会では、3つの点について一般質問をさせていただきます。

まず第1に、「飯塚市奨学資金貸付制度について」、この制度についていろいろと細かくお聞きして、改善をしていただけないかなということを訴えさせていただきたいと思います。

まず現在、飯塚市では、飯塚市奨学資金貸付制度が運用されておりますが、この制度の目的と、この制度の内容はどのようになっておるのか、お尋ねいたします。

### ○議長（江口 徹）

教育総務課長。

### ○教育総務課長（梶原康治）

教育部長が本日、体調不良により欠席しておりますので、関係課長のほうで答弁させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、この制度の目的でございますが、奨学資金貸付事業につきましては、次代の飯塚市を担う人材の育成を目指して、本市の教育の基本理念を、「本物志向・未来志向のひとづくりのために」と定めており、経済的理由によって修学することが困難な者に対して、学びや進学の手助けが妨げられることのないよう、有用な人材を育成することを目的とし、学びの保障を行うものでございます。

次に、制度の内容につきましては、これまで本制度は、幾度と見直しを行っております。平成30年度に、定住促進へ動機づける奨学資金返還免除の制度に、平成31年度には、入学前の貸付制度に、令和2年度には、他の奨学金との併用を認める制度に、また令和5年度は、大学等区分の定員について、18名から20名に増員する制度へと改正してまいりました。また、この貸付けを行った奨学資金については、卒業1年の据置期間を経て返還開始となりますが、卒業して飯塚市に在住していれば、在住期間が返還免除となることから、飯塚市に在住し続ければ、貸与型から免除型の奨学資金になっていく制度の内容でございます。

### ○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

### ○28番（道祖 満）

この制度についての周知には、例えば私立高校、高等専門学校に進学する場合の対象は中学生となりますけれども、市内の各中学校に周知を行っているのか、また専修学校、短大、大学への進学の場合は、当然高校生となってくるとおもいますが、市内の各高校への周知は行っているのか、行っているならば、どのように周知を行っているのか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

教育総務課長。

○教育総務課長（梶原康治）

周知についてでございますが、中学校につきましては、全飯塚市立中学校10校と、そのほかに飯塚日新館中学校、嘉穂高校附属中学校へ。次に、高等学校については、嘉穂地区の公立・私立校7校、大学は市内3大学に予約募集の案内周知を行っております。なお、飯塚市立中学校以外は、直接学校へ訪問し、周知を依頼しているところでございます。また、市民への奨学金制度の周知につきましては、市報、市のホームページの掲載をはじめ、市公式のLINE、インスタグラム、X（旧ツイッター）といったSNSを活用いたしております。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

この飯塚市奨学資金貸付制度の利用状況をお尋ねしますが、毎年の貸付人員数はどのようになっていますか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

教育総務課長。

○教育総務課長（梶原康治）

貸付人員数につきましては、奨学金利用者の貸付けを受ける期間に対し、償還期間が長くなることもあり、年々奨学金利用者は増加することになります。利用状況につきまして直近5か年で申しますと、平成31年度奨学生44人、令和2年度奨学生51人、令和3年度奨学生58人、令和4年度奨学生62人、令和5年度奨学生67人でございます。この67人につきましては、現在貸付けを受けている方の累計となります。また、貸付けが終了し、奨学金の完納に至っていない方は、この67人とは別に126人の利用者がいますので、現在の奨学金利用者の合計は193人となります。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

私は、この制度は市民に寄り添った制度であると考えておりますけれども、貸付月額金額の算定基準はどのように考えて定められているのか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

教育総務課長。

○教育総務課長（梶原康治）

貸付金の算定基準でございますが、貸付金額、新規貸付人員は、学校の区分ごとにそれぞれ異なります。大学等区分の専修学校、国公立の大学、短期大学につきましては、国の給付型の金額を参考に3万円とし、私立の大学、短期大学につきましては、私大の文系と理系の授業料を参考に4万5千円といたしております。また、高校等区分につきましては、所得要件、判定基準がございしますが、高等学校等就学支援金制度がございしますので、該当者には月約9900円が支給されることから、以前は貸付金額を2万5千円といたしておりましたが、9900円を差し引き、現在は貸付月額1万5千円といたしております。このような考えで算定基準といたしております。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

貸付区分は私立高校、高等専門学校で分けられていますが、これは中学校卒業を対象としているのだと思いますけれど、毎年度の新規貸付人数は10名以内となっております。また専修学校、短大、大学の進学区分では、毎年度20名以内となっておりますけれど、この対象人員数はどのように決められたのですか。

○議長（江口 徹）

教育総務課長。

○教育総務課長（梶原康治）

平成18年の1市4町の合併時、奨学金の対象人員は、高校等区分が10名、大学等区分が15名でございました。次の平成21年度改正では、高校等区分を18名、大学等区分を18名に改正し、次の平成29年度改正では、高等学校等就学支援金の制度改正がなされたことにより、公立高校への進学を対象外としたことから、高校等区分を10名とし、大学等区分はそのまま18名の定数での運用でございました。直近では本年、令和5年3月議会の議決を経まして、大学等区分の新規貸付人員について、令和6年度奨学生は18名から20名に増員する条例の改正を行っております。増員する要因や、その理由につきましては、大学等区分の予約募集人数が増加傾向にあること、また奨学資金貸付基金の運用に関するシミュレーションを行い、持続可能な事業運営を実施するためには、2名増加が適当であると判断いたしましたものでございます。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

奨学資金貸付基金の運用に関するシミュレーションを行い、持続可能な事業運営を実施するために、20名増加が適当であると判断して現状に至っておるということですよ。それではお尋ねいたしますけれど、貸付けを希望する人数は、それぞれ区分ごとに何名になっておりますか。

○議長（江口 徹）

教育総務課長。

○教育総務課長（梶原康治）

令和6年度の予約募集は、令和5年7月中に行っておりますけれども、周知が定着したのか、今までにない申込人数でございました。高校等区分10人に対し14人、大学等区分20人に対し49人でございました。なお、両区分とも定員を超える応募がございましたので、選考基準に基づき、小論文試験を実施いたしております。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

今、ご答弁いただきましたけれど、大学に対しては20名に対して49名ということで、倍以上あるわけですね。周知が徹底されてきて、希望される方が多いということですよ。しかし枠があるから20人しかないということですよ。貸付けは、20人以内ですよ。この制度では、貸付金が市内居住による返還免除とされております。このことは飯塚市の定住政策には大きく寄与する制度だと考えますが、どのように考えておられますか。

○議長（江口 徹）

教育総務課長。

○教育総務課長（梶原康治）

平成30年度に奨学資金返還免除の制度に改正しましてから、特に担当窓口には多くの問合せをいただいております。制度改正後からの適用としておりますので、最短での返還対象者は令和

2年度からの適用者となりますが、令和2年度では2人、令和3年度では4人、令和4年度では15人、令和5年度は23人と、年々返還免除となる免除適用者が増加していることから、この制度設計が飯塚市の定住政策に大きく寄与しているものと考えております。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

定住政策には大きく寄与しておるといふご答弁ですね。

進学希望の人たちに機会を広げるためにも貸付金額を増やし、貸付対象人員を増やす考えはないのか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

教育総務課長。

○教育総務課長（梶原康治）

新規貸付人員につきましては、今年度の募集、令和6年度奨学生より、大学等区分の人数を18人から20人へ増員しております。増員後の募集人数の傾向を見定めながら、奨学資金貸付基金の原資を確保しつつ、関係機関と協議をいたしながら、今後の人数拡大や貸付金額を検討していくことが課題であると認識いたしております。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

ぜひ検討していただきたいと思っております。いろいろ調べておつたら、飯塚市の場合は、市内から通学、市外からの通学というふうに分けていないんですね。ほかの都市では、市内から通学のときは幾ら、市外に転居されて通学するときは幾らというふうに、そういうふうに分けているまちもあります。そういうことを参考にして、金額の在り方についてちょっと考えていただければ。それと物価が上昇しておりますし、生活環境は厳しくなっておりますので、ぜひ今の定率の4万5千円でしたか1か月、それがいいのかどうか、市内居住で通学するならそれをよしとし、そして市外で通学するならその分だけアップしてやるとか、何かこう前向きに検討していただきたいと思っておりますが、検討の際には、そういうことも調べて検討できますか。

○議長（江口 徹）

教育総務課長。

○教育総務課長（梶原康治）

ただいま議員から調査のご意見いただきました。そのような形で先進地の事例を調査しながら、検討してまいりたいと考えております。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

財源の確保については、ふるさとの発展のために多額のふるさと納税が市に寄せられております。飯塚市の人材に投資することは、ふるさと納税に協力していただいた人たちもご理解は得られると思っておりますので、ふるさと納税を活用してはいかがかと考えておりますけれど、市の考えはいかがですか。

○議長（江口 徹）

教育総務課長。

○教育総務課長（梶原康治）

先ほどの答弁と重複いたしますけれども、本制度は、本市の有用な人材を育成するためにも重要な教育施策の一つであることから、近年、制度拡充を図っているところでございます。今後も

引き続き安定した奨学金事業の推進を図っていかなければと考えております。このことから、議員がご指摘のとおり、経済的理由によって修学することが困難な者に対して、学びや進学の手がかりが妨げられることのないよう、進学希望の学生たちへさらに修学機会を広げる一助とするためには、安定した財源の確保は重要であり、課題であると認識しております。ただいまご提案いただきましたふるさと納税の活用につきましては、その使途について、他事業との関連性もごさいますので、関係機関との調整も踏まえ、検討していきたいと考えております。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

単純に、奨学資金貸付けの対象人数だけを増やせば、当然基金は目減りする一方であると考えます。利用者目線で考えたとき、貸付希望者の変化は理由があると思います。高校等区分については、国・県が支援する高校無償化もあり、貸付希望者は横ばいのようにあります。ただし、大学等区分については、定員を大きく上回る応募となっております。このことは市が独自で実施する返還免除制度の運用が開始されたこと、またそのことの周知ができていたことの現れだと私は考えておりますけれど、そこでもう一度伺いますけれど、対象人数の見直しや貸付金額など基準見直しについてはどのように考えて、今後取り組まれるか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

教育総務課長。

○教育総務課長（梶原康治）

まず対象人員の基準につきましては、これまでの募集状況を踏まえ、今年度が初めて2名増員で募集を行っております。本年度募集の結果や傾向は一過性ではなく、今後も増加傾向になるのではと予測するところではございますが、今後3か年程度は募集人員の傾向を見定めさせていただき、奨学資金貸付基金の原資と運用のバランスを確保しつつ、人数拡大については、ぜひ検討していきたいと考えております。また貸付金額の基準見直しにつきましても、貸付人員とのバランスを確保しながら、このことと同様にセットで検討したいと考えております。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

ぜひよろしくお願ひします。後でもう少し制度の中身について具体的に提案したいと思ひますけれど、今後、この制度を利用して学校を卒業し市外に移住された人たちに、市内の企業の求人情報を定期的に送付し、飯塚市へ帰郷を促す。こんなことをすることによって、市内人口の減少対策として取り組むべきだと考えます。また現在の飯塚市奨学資金貸付制度については、教育部局で取り扱っていますけれど、定住政策・人口減少対策として考えると、所管の在り方についても検討すべきではないかと考えますけれど、市のお考えをお尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

現在、移住・定住政策につきましては、行政経営部総合政策課が所管をしており、各部局において取り組んでおります移住・定住に関する各種事業を総括して、市内外に情報発信するとともに、移住相談者の総合窓口としての役割を果たしているところでございます。また移住・定住に関連する各種事業につきましては、それぞれの所管部署がその専門性を生かして取り組んでいるところであり、当該奨学金制度につきましてもそのように考えております。当然、社会情勢や本市を取り巻く状況の変化に応じて、本市の政策を推進する上で、どの部署が所管することが効果的、効率的であるのかにつきましては、今後さらに検討していく必要があるというふうと考えて

おります。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

ぜひ検討していただきたいんですけど、それがための質問をさせていただいております。ちょっと制度の中身について、具体的に考え方を、定住政策なり、産業振興という立場から考えたときに、どういうふうに制度を変えていけばいいのか提案させていただきたいんですけど、この奨学金の貸付制度は、貸付資格が飯塚市に1年以上住所があって生活費や学費を負担している者の子等となっています。これは何で1年なのかなと僕は思うわけです。というのは、自分のふるさとというのは、1年で、例えば田川市から飯塚市に行きました。飯塚の居住者です。1年、進学のためにこれを貸してください。今はいいですよ、これは。それはそれなりにいいですよ。ですけど、子どもが自分のふるさとというのを認識する形成の過程というのは、やはり小中学校、高校等、多感な時期を過ごした地域のことのほうが、私みたいに歳を取ってきたら、そういうことを考えるときがあるんですよ。それを考えていったときに、1年の条件ではなくて、せめて、例えば高校に進学する条件として、1年ではなくて5年ぐらいにすれば、小学校2年間と中学校3年間、5年間地元におられるわけですよ。大学だったらそこから3年足して8年、8年居住しておけば自分のふるさは飯塚だと言えるようになってくるのではないですかね、思いが。私はそういうふうに思うわけです。だから何で1年なのかと。定住政策で、人を呼び込むための政策としては理解はしますが、それを将来に向けて考えていったときに、この制度を使って地元の飯塚に帰ってくるとき、ふるさに貢献したいという思いの制度にさせていただけたらなと思っておるんですけど。

それとともに、これは大学を卒業して飯塚市に住めば、1か月ごとに1か月の返還金は戻さなくていいという免除になるわけですね。いいことなんですよ、いいことなんですけれど、これに条件を付加して、地元企業に勤めたらというような形にさせていただければ、地域産業の振興になるわけです。

私は、今年の春から何度かこの飯塚市は選挙があつておりますので、その際に中小企業の社長さんたちと話したときに、企業誘致は結構だと、それはしてもらいたいと、子どもたちがそこに就職できるならそれはいいと。しかし、少子化の時代で労働人口が減っている中で、飯塚市に住んで福岡市に勤務されたら、地元の企業はどうもその振興にならないよねというようなご意見もいただいたんです。なるほどと思いました。中小企業をやっぱり盛り立てないと、飯塚市の経済は回っていかないなど。

ですから、例えば、飯塚市に住んでいただいて、飯塚市の企業に勤めていただくならば、これは毎月の返還額を住んでいただける間は返還免除にしますよと。こういうふうにして、飯塚市に住んでいて福岡市なり北九州市内に勤めていくときは、これは返還額は半分ですよと。半分はあなた方は負担してくださいとかいうふうにしたほうが、定住政策なり、より一層中小企業の振興につながっていくのではないかなというふうに思うんですけど。いろいろ、そして結婚して市外に出て、飯塚市の企業に勤められる方、こういう方もいらっしゃると思う。そういうときは、それはそれでまた条件を若干変えて、飯塚市に勤めてもらえるならばその返還免除をするのを、全額ではなくて半額でいいですよと。だから今は、飯塚市に住むことだけで返還は認めます。市外に住んだら返還、全部戻してくださいということでしょう。そうではなくて、生きた制度、企業の振興とかそういうことを考えると、そういう工夫をやっていただきたいと思うんです。こういう提案に対してはやはり副市長、どう思われるか、ご答弁を。

○議長（江口 徹）

久世副市長。

○副市長（久世賢治）

今、質問議員からご提案いただいておりますこの制度につきまして、現在大きく変化する社会情勢の中で、我々もその制度設計については当然細分化を検討することが必要だと考えております。また、経済部のほうからも、現在の地場産業、中小企業者の一番の課題が労働者の確保というふうに、大きな課題であるというふうに私ども報告を受けておりますので、今ご提案いただいた内容につきましても、担当課とその辺を十分考慮しながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

ぜひお願いします。御覧になったかと思えますけど、11月29日の西日本新聞の1面の下段に、九電工が奨学金肩代わり。来春から10年間で最大180万円を企業が面倒をみるということなんです。ということは、大きな企業、資金力のある企業は、労働者の囲い込みをしているわけですよね、働く人たちを、従業員を。飯塚のような中小企業の多いところで、体力のある会社もあるでしょうけれど、やはりこういう世の中の流れを見ていると、中小企業の振興を考えるならば、行政でできることはぜひ検討していただきたいと思っておりますので、市長、よろしくお願いたします。

続きまして、「嘉徳劇場の再開について」、お尋ねいたします。嘉徳劇場再開の課題はどういったことでしょうか。これは委員会でもいろいろ報告書が出ておるのは承知しております。目を通しておりますけれど、改めてお尋ねさせていただきます。

○議長（江口 徹）

文化課長。

○文化課長（坂口信治）

国指定文化財と異なり、国登録有形文化財の嘉徳劇場は、建築基準法の適用を受ける建築物でございます。今回、嘉徳劇場の改修に当たり、建築基準法の適合性を調査する中で、劇場再開において課題が発生してまいりました。劇場棟は昭和25年の建築基準法施行以前から存在するため、いわゆる既存不適格建築物として、法に適合していなくても現状のまま維持することが可能とされている建物です。一方、楽屋等などの附属施設は、建築基準法施行後の建築物であるため、法に適合させる必要がありますが、調査の結果、法の適用条件を満たしていないことが判明したため、これらの既存附属施設等につきましては、解体をしなければならない状況でございます。

劇場として再開するためには、劇場棟を残し、附属施設を新たに建築、増築する必要がありますが、その場合、既存不適格建築物である劇場棟につきましても、原則、建築基準法に合致させることが求められてまいります。また、劇場が建っている場所は、都市計画準防火地域となっており、建築基準法上、建物の大規模工事等を行う場合は、一定以上の耐火性能が要求される地域となっております。つまり、劇場棟の文化財保存のための既存不適格の維持と、附属施設の増築に伴う現行法への適合化という、相反する状況が課題として生じており、劇場の継続再開に向けて、その解決に向けて現在取り組んでいるところでございます。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

国登録有形文化財の範囲はどの部分でしょうかとお尋ねしようと思ったんですけど、劇場棟と外面ですよ。劇場棟の外面ですよ。今の答弁をお聞きしていて思ったんですけど、一つ、その附属の建物が建築基準法違反だということを言われましたけれど、登録有形文化財の登録に向けた資料作成というのがありますけれど、この中に登記事項証明書等所有を要する書類の添付

というようなものがあるんですけど、これを登録する際には、附帯の建物の詳細のことを付けて出さなくてよかったんですか。その時点でもう既に違法建築だということは分かっていたんでしょう。どの時点で分かったんですか。

○議長（江口 徹）

文化課長。

○文化課長（坂口信治）

今回、この登録の申請に当たりましては、資料等確認しましたところ、劇場棟のみが指定の部分となっております。添付資料としましては劇場棟の部分のみ添付となっております。また、今回のこの建築基準法に適合していないと分かった時点と申しますのは、この劇場を再開するに当たり施設の整備を行う際に具体的な検討を行う中で、建築基準法に合っていないということが分かったところでございます。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

だから不思議だなと思ったんですけど、「登録有形文化財（建造物）の手引」で、登録に向けた資料作成の際には、いろいろ書類をつけていかななくてはいけない。その外観から場所、それと内部の様子とか、そういうのをつけて出して行って、全体として有形文化財登録ということを考えていったわけでしょう、当然。しかし、結果としては劇場棟だけということで、大まかに言えば、劇場棟だけが有形文化財として登録されたということというふうに理解していいですか。それが今日まで分からなかったと。

○議長（江口 徹）

文化課長。

○文化課長（坂口信治）

登録の申請に当たりまして、申請した箇所を明示して書類のほう提出をしておりますが、この劇場棟本体と劇場に附属するチケット売場の部分が登録部分ということで、申請のほうをしております。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

それでは附帯構造物がなければ、あなたが答弁したとおり劇場として機能しないということでしょう。嘉穂劇場というのは古い建物でありまして、それは炭鉱時代の大衆の娯楽を趣旨としてできた。それをやるがためには、当然チケット売場とか、駐車場とか、楽屋とか、附帯のトイレとかいろいろあって、それが一式で劇場として機能していたわけでしょう。それを残したいという思いでやったわけではないんですか。だけど、どうも聞いていたらそうではないみたいな感じになるんですけど。だから、今になってこういう問題が生じているのではないかと思いますけれど、違いますか。

○議長（江口 徹）

文化課長。

○文化課長（坂口信治）

登録の時点での申請書類などを確認しましたところ、先ほどご答弁をしましてとおり、劇場本体の部分とチケット売場の部分のみを登録有形文化財ということで申請をしている状況でございます。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。



○28番（道祖 満）

確認です。それでは劇場として機能しませんね。

○議長（江口 徹）

文化課長。

○文化課長（坂口信治）

劇場として活用、運用する上では、そのほかの附帯施設についても必要な施設と考えております。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

建築基準法に合格しなくてはいけない、そして建築基準法以前の本体だから、若干、法の適用が緩やかになるというようなことだろうと思いますけれど、しかし劇場として再開した場合は、市民の安全を考えたときには、当然、安全の設備等、構造の天井が落ちてこないようにとか、いろいろ壁が壊れないようにとか、そんないろいろな市民が使うわけですから、市民に被害が出ないようにということ、安全対策を講じなくてはいけないでしょう。その場合、これはどこまでしたら安全対策ができるんですか。

○議長（江口 徹）

文化課長。

○文化課長（坂口信治）

現在の安全対策として求められる機能としましては、まず耐震についての性能が求められております。耐震性能につきましては、文化庁が定めております安全確保基準を満たすおむね震度6程度の地震時に建物が倒壊をしないレベルの性能を有する建物として補強が求められております。一方、火災などの心配もございますが、現在のところ屋内消火栓や消火器、避難誘導灯など、劇場はその機能を有しておりますので、その点では防災上必要な設備のほうは備えております。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

私は、これを聞いていて、劇場として再稼働させるならば、附属施設を撤去し、そして新たに造るというようなことでありますから、本体については耐震ということも考えなくてはいけない。今言われているのは、防火だけは大丈夫だよということだけですよ。であるならば、私はもうこの際、解体して再築をし、直したほうがきれいになっていくんじゃないかと。どっちにしろ、壁がしっくいならばしっくいを塗るとか、そういうことをしてお化粧直しもしなくてはならないでしょう。升席の在り方についても何か検討されていたというから、それについても、当然今ある形と違ってくるんでしょう。そういうことを考えたら、解体して再築したほうが早いんじゃないかと思えますけれど、お考え聞かせください。

○議長（江口 徹）

文化課長。

○文化課長（坂口信治）

現時点では、登録有形文化財である嘉徳劇場につきましても耐震などの改修につきましても、建物全体を解体することなく、現状の建物を生かした中での改修案を現在検討しているところでございます。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

地元から嘉穂劇場の移設要望が出ているというふう聞いておりますけど、どういうふうになっておりますか。

○議長（江口 徹）

文化課長。

○文化課長（坂口信治）

令和5年10月17日に、嘉穂劇場のあります地元自治会の名で「嘉穂劇場解体移設のお願い」という嘆願書が提出をされております。その嘆願書の内容といたしましては「現在、地元自治会の人口が減り、地域の疲弊が進む中、嘉穂劇場移転後の跡地に住宅や商業施設などが進出することによって、まちのにぎわいを取り戻したい」というご趣旨でございました。また併せて、地元説明会の開催の要望を受けておまして、市としましては、これまでの取組内容を説明させていただきたいと、現在準備を進めているところでございます。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

確認ですけど、移設の要望が地元から出ているのは事実ですね。

○議長（江口 徹）

文化課長。

○文化課長（坂口信治）

地元自治会の名で提出をされております。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

では、現在の場所にあることが嘉穂劇場の国登録有形文化財の絶対的な条件になっているんでしょうか。

○議長（江口 徹）

文化課長。

○文化課長（坂口信治）

国登録に際しましては、3つの基準がございます。嘉穂劇場につきましては、そのうちの要件の1つ、国土の歴史的景観に寄与するものに基づいて登録をされたものでございます。嘉穂劇場が今の場所で90年以上もの間、地域とともに築いてきた歴史は、劇場の文化的価値と不可分の関係にあると考えているため、立地場所が登録の絶対的要件か否かは、文化財ごとに文化庁が判断されるものと思われませんが、市としましては、引き続きこの場所で文化財として保存することによって、歴史をつないでいくとともに、本来の劇場として活用していくことによって、地域のにぎわいをもたらすことも可能となると考えております。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

国の登録の際に、国土の歴史的景観に寄与するものに基づいて登録されたと言われましたけれど、では国土の歴史的景観に寄与しているものとは、どのようなことを言っておりますか。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午前10時42分 休憩

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

ご答弁がないようですから、私の乏しい知識で言わせていただきますと、インターネットを見て調べたら分かるんですけど、国土の歴史的景観に寄与しているもの、国土を形成する地方独自の歴史的景観を認識する上で特に必要な存在となっているもの。例えば絵画、写真、映画、文学、歌謡等にその存在が引用されているもの。地名の由来となるなど土地の理解と密接な関係を有するもの、特別な愛称等があるものなど、当該地方において広く親しまれているものというふうに、インターネットで調べたらあったんですけど、これのどこが該当するんですか。

○議長（江口 徹）

文化課長。

○文化課長（坂口信治）

嘉穂劇場につきましては、この地域の中で親しまれている建造物でありまして、この地域の時代とともに存在したという点が、その表すところだと考えております。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

このことは、例えば内野宿を見たときに、長崎街道の内野宿は形態がまだ古い建物が残っていると、長崎街道の歴史的景観を保持しているというふうに言えるかも分かりません。だけど嘉穂劇場の周辺の景観は、あなたが90年間親しまれたと言ったって、90年間の間にこの周辺の変化はしていませんか。まちは変化してきていますよ。歴史は止まっていませんよ。まちな景観も変わってきていますよ。90年間以上もここにあることで歴史的な、あなたが言っている、国に対して、国土の歴史的景観に寄与するものということが言えるんですか。あなた、あそこに道路1本、国道をつなごうとしていますよ。それによって、またまちな形態も変わってきますよ。だから、あなたが言っている、その今答弁された国土の歴史的景観に寄与するものになっているから、それは文化庁が決めることだと。文化庁にそういうことは、移設ができるかできないか、質問するときにお尋ねにはならなかった。ならなかったんでしょう。自分たちの思い込みの中でそういうふうにご答弁されているんだと思いますけど、私は、あそこにある必要があるんですかというお尋ねをしているんですよ。嘉穂劇場というのは、私は木造建築ですばらしいものだから残すべきだという観点で、嘉穂劇場を残すことについては賛成しましたよ。しかし調べていったら、僕らが思っている嘉穂劇場というのは、入り口から全部なんですよ。分かりますか、イメージとして。それがあなた、違法建築で解体して、また作り直さなくてはいけないというようなことを言っているならば、この際解体して、また新たにものを造るならば、当然建築基準法に適合したやつを壊して造るんだったら、ほかに移築して、歴史的文化財として残すということは大事だと思っておりますから、移築したほうがいいのではないかと思うんですけど、移築することが可能なのではないんですか。

○議長（江口 徹）

藤江副市長。

○副市長（藤江美奈）

御承知のとおり、建築基準法に照らした場合、既存不適格建築物になったことは認識しております。嘉穂劇場は飯塚市にとりまして、重要な観光資源であり、また文化財でございますので、引き続き慎重に検討してまいりたいと考えております。なお、移設、移築につきましては、今ま

で検討したことはございませんが、質問議員がおっしゃったことを一つのご意見として承りたいと考えております。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

副市長、道路が1本できたらまちの形態は変わります。ゆめタウンも出来上がって、あの辺は定住人口を増やそうとすればいい場所だと思います。そこにあの施設があることが本当にいいかどうか、もう一度再検討を内部でしていただいて、市民に対しては、歴史の資産だから、これは残すということを表明されればよろしいのではないかと私は思っています。それはご検討をお願いいたします。

続きまして、次の質問に入ります。「市民公園運動広場のトイレ整備について」、お尋ねします。広場の既存のトイレを解体しました。それで、利用がしづらいと、トイレを増築してほしいという要望がっておりますけれど、撤去したトイレの設備の状況とそれ以後の設備の内容はどうなっていますか。設備を減らしたから、設備は足りないはずなんですよね。足りないのは事実ではないかと思うんですけど、そこをまず確認させてください。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

まずトイレの撤去された設備内容ということで、運動広場に隣接しますトイレは3か所ございまして、その中で昭和47年に設置したトイレを解体撤去いたしております。この解体したトイレは、男子トイレ大便器3個、小便器5個、女子トイレは5個を備え、これまで運動広場利用者の多くはこのトイレを利用されておられました。今回のトイレ解体撤去に併せまして、これまで利用に制限のあった管理事務所を開放いたしまして、トイレも自由に使えるようにいたしておりますので、運動広場利用者におかれましては、グラウンド南側のテニスコートの間にありますトイレと、この西側の管理事務所内のトイレを利用させていただくように考えております。

また撤去の理由といたしましては、一つは老朽化でございます。このトイレの近くには管理事務所の建物がございまして、この中にもトイレがございまして、このトイレを利用いただきまして、この建物の有効活用も図っていきたいと考えているところでございます。

もう一つの解体撤去の原因としまして、倉庫の設置場所の関係がございまして、現在の倉庫につきましては、運動広場から1段下がった場所にあることから、器具の出し入れにかなりの労力がかかっております。倉庫の場所としましては、撤去いたしましたトイレのあった場所が適地であるということから、倉庫設置のためトイレを解体撤去したことも一つの理由となっております。なお倉庫につきましては、今年度に設置を予定いたしております。

現在、総合体育館のトイレにつきましては、男女各4か所と多目的トイレが3か所ございます。男子トイレは合計で小便器が22個、大便器が13個、女子トイレは31個となりますが、公園利用者が利用しやすいトイレといたしましては、1階の中央通り沿いのトイレで、男子は小便器7個、大便器4個、女子トイレは9個、それから多目的トイレ2個となります。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

管理事務所のトイレを使うようにしますということですが、管理事務所のトイレは、以前より大便器は2個、小便器は3個減っているんですよ、あそこを利用するとしても。だから、使用勝手が悪い。これだけ減っているから使用勝手が悪いんですよ。体育館のトイレについては、前提として、私は体育館を使用する人たちを対象にして作られたものだと思っています。見解は違

うかも分かりませんが、あそこの市民広場を使う人たちは、体育館のトイレを市民公園の、運動広場のトイレというふうに認識はしていないと思いますよ、外で活動していますから、体育館は屋内ですから。ですから、市民広場、運動広場を使う方々から不便だと。ですから、トイレの整備をよろしくお願ひしたいという要望が出ておるんです。管理棟のトイレを使用させるならば、管理棟のトイレの数は足りない。だから増設するのか、しないのか検討してほしいし、体育館の整備とともに周辺公園の整備もされています。周辺公園にはトイレがありません。それについてどういうふうに取り組んでいくのか、お考えを示していただきたいと思います。

○議長（江口 徹）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

最後の市民公園のトイレにつきましては、市民公園は緑に囲まれた中に体育館、それからテニスコート、運動広場のスポーツ施設が集積しておりまして、このスポーツ施設のほかに、長寿の森、幸せの森のゾーンがございます。体育館整備後、この公園内をウォーキングやランニングしている方々も増えていることは認識いたしております。現在、この市民公園全体の今後の在り方、整備方針について、内部で検討を行っているところとございまして、その中におきましてトイレにつきましても検討を行っております。今後、市民公園全体といたしまして、市民の方が利用しやすい施設整備について協議をさらに詰めていきたいと考えております。

○議長（江口 徹）

28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

ぜひご検討して、前向きに取り組んでいただきたいと思います。

今日の一般質問は、いろいろとお願ひ事が多くございましたけれど、前向きに検討していただきまして、市民生活が豊かになりますようお願い申し上げます、一般質問を終わります。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。5番 光根正宣議員に発言を許します。5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

公明党の光根でございます。通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。今回、「情報発信の強化について」、お聞きしたいと思います。

自治体による情報発信は、福祉、医療、防犯、防災、環境、子育て、教育など、身近で市民が必要としている情報、また、市外へ向けた観光、移住、企業誘致などのアピールをするための情報があります。近年では、インターネットの普及により、情報発信ツールも多様化されてきました。本市においても、様々な手法で情報を発信されていることと思いますが、本市の情報発信媒体として、主にどのようなものを活用しているのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

飯塚市におきましては、市政の情報発信媒体として、紙媒体のものと電子媒体のものが存在い

たします。紙媒体のものとしたしましては、月に1回発行しております広報いいづか、あるいは各種チラシや冊子、フライヤー等の紙による発信、それらについては回覧板等による情報発信が挙げられます。電子媒体としたしましては、市公式ホームページ、SNS、KBCのdボタン等が該当し、それぞれの手法にて市政情報や地域情報を発信しておるところでございます。

○議長（江口 徹）

5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

紙媒体と電子媒体があるということですが、それぞれの発信媒体での発信体制はどうなっているのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

現在、広報いいづかの作成、それから公式ホームページの管理、SNSの発信をしておる部署は、総務部情報管理課でございます。職員2名と会計年度任用職員1名で運用をいたしております。流れとしたしましては、それぞれの所管の担当者から情報の掲載依頼があります。それに対して情報管理課で内容精査やレイアウト等の作業を行い、先ほど言いました各媒体経由で発信をいたしておるところでございます。また、市で行っている様々な行事等への取材も、先ほどの職員2名で取材を行い、地域の魅力となる情報発信を行っておるところでございます。

○議長（江口 徹）

5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

そのような市の情報発信などは、最近ではSNSでの発信も多くなされているようでございますが、現在、利用されている各SNSのフォロワー数などについてお伺いいたします。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

現在、飯塚市ではLINE、それからフェイスブック、インスタグラム、旧ツイッターのXのSNSを、情報発信ツールとして活用しておるところでございます。それぞれのフォロワー数につきましては、11月26日時点で申し上げますと、LINEを登録しているもののブロックをしている方2023人を差し引いた1万5205人、フェイスブックが1293人、インスタグラムが3051人、Xが4212人となっております。今年3月にシステム改修を行ったLINEにつきましては、フォロワー数の伸びが3月から9か月で、5千人の増加をいたしておるところでございます。

○議長（江口 徹）

5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

一番多いのがLINEということで、次にX、旧ツイッター、ということですが、今年3月の公式LINEの機能が拡充したことは大きなことだと思います。ちなみに私も、X以外のものは飯塚市をフォローしておりますけれども、ほぼ毎日、情報は送られてきますし、非常に分かりやすくなったと思います。これは後でお聞きしたいと思いますが、このように便利になったSNSでの発信が、情報発信力の推進役となっているのですが、市民へ向けた情報発信としては、超高齢社会の状況を鑑みれば、電子媒体ももちろんですが、やはり広報紙での情報の発信が、高齢者にとっては、なくてはならないツールであると考えます。この広報誌、広報いいづかの配付方法についてお尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

広報いづかは、月に1度発行し、自治会加入者の皆様には、自治会経由で直接配付を行っているものとございます。自治会未加入の皆様につきましては、直接の配付はなされておりませんことから、本庁、各支所、各交流センターなどの拠点施設約30か所にて市報いづかを配架し、受け取れる体制を用意いたしております。また、紙ベース以外のものとして、市公式ホームページで電子書籍として読めます広報いづかを用意しております。これにつきましては、ウェブ版とPDF版をご用意をいたしておるところでございます。

○議長（江口 徹）

5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

広報誌は必要とする情報を、自治会加入、未加入にかかわらず、全ての市民が手に取って見ていただけることが理想であると思います。自治会による配付を行っているものの、自治会加入率も年々低下し、また、自治会そのものが消滅している地域があるのが現状でございます。高齢化による自治会役員の方々の負担などを考えますと、自治会経由とせず、確実に手元に届く郵送など、個別配付も検討しなければならないのではないかと思います。嘉麻市では全戸配付に切り替えたとお聞きいたしました。本市におきましても、郵送や戸別配付などの配付方法について、検討していただきたいと要望いたします。

次に、広報誌と同様に市の公式ホームページについても、市民への情報発信の根幹となるものと考えておりますが、ホームページの年間閲覧者数について教えてください。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

市ホームページは令和4年度の1年間で約650万回近くアクセスをされております。全ての市政情報のプラットフォームと考えて運用しておるところでございます。

○議長（江口 徹）

5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

公式ホームページにつきましては、情報量も多く、細かく調べられるツールであると思います。年間約650万回と多くの市民が利用するホームページでございますが、飯塚市では、現在、多くの外国人が生活しております。最近では、技能取得のために来飯するベトナムの方も増えているようでございますが、多言語対応など外国人向けのホームページのサービスとしては、どのようなものがあるのでしょうか。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

本市のホームページ内におきましては、定住外国人向けに特化したサービスではございませんが、文字情報の解読が容易にできるよう、やさしい日本語に自動翻訳するサービス機能を導入いたしております。また、ホームページ内に、外国人向けに英語、2種類の中国語、韓国語の計4か国語の言語変換が可能な機能を導入いたしております。これにつきましては、月間約50人から100人程度の方に変換機能の利用をいただいております。しかしながら、国際化、グローバル化の推進の観点から、さらなる多言語化が必要と考えており、ホームページリニューアルの時期には、ベトナム語も含めた多言語に対応できる機能の構築を目指しておるところでございます。

す。

○議長（江口 徹）

5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

ちなみに、北九州市では15か国語に対応しておるということでございます。ぜひともよろしくお願いいたします。

先ほど情報発信の現状として、各SNSの説明をお聞きいたしました。中でもLINEの利用者が多いとのことでした。それでは、今年の3月に行ったLINE機能のリニューアル内容で、市民の方がどのように使いやすく、便利になったのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

今年の3月にシステム改修を行いましたLINE機能についてですが、LINEのトップページにあるリッチメニューを「くらし・手続き」、「子育て・教育」、「防災」の表示に切替えが可能となる仕組みを用意いたしました。それから、アンケートに答えることで欲しい情報を受け取れるセグメント方式による情報配信を可能といたしております。

ご利用いただいている皆様にご好評いただいている機能といたしましては、アンケートに答えることで居住地やごみの種類に合わせ、ごみ出し日を事前にお知らせする通知が届く、ごみ収集日の定期配信がございます。集団検診や妊娠届出面談などがLINEで予約できる予約機能も好評をいただいているところでございます。このほかにも、県からの不審者情報を自動転送するメール自動転送機能、道路の穴や陥没情報、イノシシ等の出没などをLINEで通報できる通報機能なども、今回の機能拡充により利用がなされているところでございます。

○議長（江口 徹）

5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

機能拡充によりLINEが市民の皆様にとって大変便利になっていることが分かりました。その周知のために、現在までどのような取組をされたのか、お伺いいたします。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

本年3月に行いましたリニューアル内容を周知するチラシやポスターを作成し、公共施設やJR新飯塚駅に配架し掲示するとともに、転入者に関連する宅建協会、あるいは市内3大学にチラシを持参いたしまして、該当者へ配付依頼を行っております。また、3月末から4月初めには、転入手続に来られた方にLINE登録をご依頼し、各自治会長会などでLINEの機能の案内を説明するなどの取組を行ったところでございます。

自治会長会で説明を行った時期は出水期でございましたので、防災画面に特化したリッチメニューの画面の説明の際には、多くの方に興味を持っていただき、ホームページの河川ライブカメラの情報をすぐに手にすることができることを、大変喜んでいただきました。今後も引き続きフォロー獲得のため、周知業務に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（江口 徹）

5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

令和5年6月発表の総務省の令和4年度情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書によりますと、全世代においてスマートフォンの利用率は97.1%で、ソーシャルメデ



ニア系のサービスの中でも、このLINEの利用率においては年々増加しており、94%と高い利用率となっているとありました。このように、LINEは今では誰もが利用している中、本市において、このLINEの機能を充実し、今後さらに喜んでいただけることが、情報発信の核になるのではとっております。

そこで要望となりますが、マイナンバーカードの保有率も、本市では7割を超えております。今後、LINEの機能をさらに追加し、本人確認ができるマイナンバーカードを使って、各種の行政手続がこのLINEで完結するようなサービスなどにも取り組んでいただきたいと思います。

次に、シティプロモーションとしての情報発信についてお尋ねいたします。令和4年度のふるさと納税寄附額が全国第8位と好調な本市でございますが、対外的に飯塚市をアピールできる環境であるにもかかわらず、うまく生かしていないような印象を受けます。対象が市外の方ですので、私たちが知らないだけなのかもしれませんけれども。そこでお尋ねいたしますが、シティプロモーションに関するコンテンツ等の取組状況についてはどのようなになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

経済部特産品振興・ふるさと応援課で取り組んでおりますシティプロモーションといたしましては、まず、対面式でのPRで申し上げますと、これまで行ってきましていづかブランド認定製品の販路拡大につなげるための催事や、日本で初めて日の丸を染めたとされている「筑前茜染」の復活と製品化への取組、ふるさと納税の推進を目的に、主に大都市圏を中心にPRイベントを実施することで、本市の魅力を広く市外に向けて情報発信しているところでございます。

次に、テレビを活用したPRで申し上げますと、KBCの「ふるさとWish」やTNCの「ももち浜ストア」、RKBの「タダイマ!」といった番組内でのPRや、関西の朝日放送では、本市の魅力を発信する番組の制作なども実施しております。

また、情報管理課の所管するSNSとは別に、ふるさと応援課で運営しておりますSNSのフォロワー数につきましては、11月26日現在で申し上げますと、LINEが1万3795人、インスタグラムが9043人でございます。

また、移住・定住政策の推進に向けた動画作成も行っておりまして、今月以降に、若い世代の方向けの情報発信として、ユーチューブやSNSを活用いたしまして、随時啓発をしていくことといたしております。

○議長（江口 徹）

5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

対外的な情報発信が積極的になされていることは理解をいたしました。ただ、市民向けの動画を中心とした情報発信については、決して市政情報の発信力が強化されているとは思えないのですが、その点について原因などは分析されているのでしょうか。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

動画配信は、写真や文字などで配信する情報に比べ、アイデアやスキル、機材など、作成に時間や労力をかける必要があるものの、先ほど申し上げましたとおり、市民向けの情報発信業務につきましては、少ない人数で対応しているところでございます。そういったことから、なかなかユーチューブ動画配信までには至っていないというのが現実でございます。

本年4月に地元のインターネットテレビ会社を経営される鯉田のシステムハウジングタイセイ

様と公民連携協定を締結いたしまして、その中に「ボタヤマTV」というコンテンツがございますが、その中でショートムービーなどを無償で作成していただいております、動画公開をしているというような事例もございます。

○議長（江口 徹）

5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

現在の総合的な情報発信体制について、組織面での課題があることは承知いたしました。私も、この体制で今業務を行っていることに驚き、また心配にもなりました。動画作成については、この体制では無理がありますので、民間の知恵や技術をお借りすることは理解をいたします。現在、本市のユーチューブ公式チャンネルの登録者数は、昨日見ましたところ666人でございました。飯塚市の最初の投稿が2010年ですので、13年前でございます。この13年間で666名ということでございます。明らかに少ない状況でございます。

近年、情報発信のメインが画像、テキストから映像、音声での動画配信のほうが主になっておりますし、ユーチューブは、国内月間ユーザーが7千万人を超えるほど利用されております。これを大いに活用すべきというか、充実すべきであると思っております。当然、動画作成にはスキルや時間が必要でございます。企業版ふるさと納税を活用した専門的な知識、また、ノウハウを有する企業から、自治体への人材が受け入れられる制度もあるようでございますので、これらを活用し、所管課内にスキルのある人を増員したり、もっと動画によるPR活動ができる体制の強化を検討していただきますよう要望いたします。

次に、災害時における情報発信についてでございますが、災害時等の緊急情報を広報するために、防災行政無線による緊急放送等が行われると思っておりますが、何を言っているのか分かりづらいとの声をよく耳にいたします。このことの改善に向け、市はどのような対応を行っているのでしょうか。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

防災行政無線の内容が聞こえづらいといった苦情につきましては、本市へのお問合せ項目におきましても、特に多い内容でございます。これまで、スピーカー及び屋外拡声子局の増設などの要望がございましたが、設置可能な候補地の選定などの課題や費用の問題もございまして、ご要望にお応えできない状況もございます。現時点におきましては、地域の代表であります自治会長との調整の下、スピーカーの向きの修正や発信音量の増量等を行いながら対応しておるところでございますが、これにつきましても当日の天候や風向きにより、それら全ての世帯に聞こえるような調整が困難な状況でございます。

このようなハード的な問題の解決は困難であることから、現在におきましてはソフト面の補完に注力をしておるところでございます。一つは、防災行政無線の基本的役割の周知を行っております。大雨などの状況下では、市民の皆様は戸戸なども閉めておられ、より内容が聞き取りにくいものとなりますことから、30秒から1分の放送の時間の中で、必要な情報を取りまとめることが困難であります。このようなことから、緊急時にはサイレンなどで合図をすること。そして、その合図を基に、避難行動等を進めていただくことにつきましても、毎年5月から9月を中心に、広報いづかに特集号を組み、周知に努めております。

また、周知の補完といたしまして、SNSやテレビのdボタン広報、防災メールまもるくんなど、様々な情報ツールを活用した周知に努めておるところでございます。また、通話料は自己負担となりますが、指定の番号に電話をいただきますと、防災行政無線の放送内容を音声で確認できることにも対応いたしております。

直近の事例といたしましては、今年7月の豪雨災害時には、夜中に市内全域に高齢者等避難を発令いたしました。その際には、防災無線にてサイレンを鳴らした後、市ホームページでは災害情報に特化したページにて、さらにLINE、KBCのdボタンを使いまして、防災行政無線で放送した内容を配信いたしております。併せまして、どの避難所が開設されているかなどの情報を逐次伝えていき、必要な情報を届けたい方に送達できる情報発信に努めておるところでございます。

○議長（江口 徹）

5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

市民にとって防災行政無線は、平時から災害時だけでなく、様々な情報を発信してくれる一つの発信媒体であると思っております。そこでお聞きしたいのですが、以前、一般質問でも取り上げました防災無線には戸別受信機というものがあるかと思いますが、この導入を進めていくことはできないものでしょうか。

○議長（江口 徹）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

質問者が言われます戸別受信機につきましては、居住場所による受信設定や市内転居時に再設定が必要であること、あるいは古くなった電池からの液漏れによる受信機の故障、普段は地域以外の情報が入ってくるといった煩わしさもあり、電源自体を切っておられたり、入れ忘れたり、個人管理に関する問題等もございまして、導入市町村には多くのトラブル事例が報告されております。

また、戸別受信機を要望される市民の方は、高齢者や障がいのある方など、災害時において支援を必要とする方がほとんどであると考えます。これらを考慮いたしますと、現時点では、戸別受信機の導入ではなく、先ほど答弁いたしましたソフト面による一層の周知と併せ、「人から人への伝達」の重要性について周知を行うことが重要であるというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

最後に、本市の情報発信に係る様々な取組について理解をいたしました。現在、LINEの機能のように様々な便利なツールが提供されている中、例えば、低コストで行えるノーコードツール等で、自治体独自アプリを作成して、災害時に市民からの災害状況の通報なども、今後できるようになるのではと思っております。今後も市民に寄り添った情報発信の強化に努めていただき、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午前 11時34分 休憩

午後 1時00分 再開

○副議長（兼本芳雄）

本会議を再開いたします。6番 奥山亮一議員に発言を許します。6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

公明党の奥山亮一です。どうぞよろしくお願いいたします。今回は2つ質問させていただきました。

すので、よろしくお願ひいたします。

まず、「視覚障がい者のための『音声コード』の利用について」、質問いたします。まず初めに、全ての障がい者の方が、障がいの有無によって分け隔てられることのない社会を目指し、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が2022年5月に施行されました。障がい者による情報の取得利用、意思疎通に係る施策を推進するに当たり、4つの基本理念が定められています。1つ目として「障害の種類・程度に応じた手段を選択できるようにする」、2つ目に「日常生活・社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しく情報取得等ができるようにする」、3つ目に「障害者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにする」、4つ目に「高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用を通じて行う（デジタル社会）」と定められていますが、障がい者、視覚障がい者の皆様にとっては、情報の取得や利用に多くの苦勞があります。内

閣府のホームページにも以下のように記載されています。「視覚障害のある方は必ずしも点字を読めるわけではなく多くの方は主に音声や拡大文字によって情報を得ています。文字情報を音声にする方法としては、補助者による代読やパソコンの音声読み上げソフトを用いる方法のほか、文字内容をコード情報に変換して印刷したものを活字文書読上装置を使って音声化する方法があります。」と掲載されていました。事実、視覚障がいの方は、自宅に届く郵便物などは、補助ボランティアに代読をしてもらるか、文字をコード情報に変換して、読上装置やアプリで聞いて情報を得られています。視覚障がいの手帳を持っている人のうち、点字が読める人は僅か1割のことですから、本市の階段に設置している手すりやエレベーターのボタンにつけてある点字を理解できる方が意外と少ないということからすると、基本理念の最初に記述してある障がいの種類、程度に応じた一人一人に寄り添えるような手段を講じていくことが自治体には課せられています。

そこで伺いますが、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第4条の、国、地方公共団体の責務の内容について、お尋ねいたします。

○副議長（兼本芳雄）

福祉部長。

○福祉部長（長尾恵美子）

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進法の正式名称は、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」でございます。この法律は、令和4年5月に制定されており、障がいのある人の情報取得及び利用並びに意思疎通のための施策の推進について、基本理念が示されており、この法律の第4条では、法律の理念にのっとり、地方公共団体が施策を実施する責務を有するとされております。

○副議長（兼本芳雄）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

この法律は、令和4年4月12日に参議院厚生労働委員会において起草され、4月13日に参議院、5月19日に衆議院において、それぞれ全会一致で可決され、成立しております。その後、5月25日に内閣府から県知事等に通知が発出されました。このように、スピード感を持って成立された法律ですが、本市はこの法律を視覚障がいのある方に対して、どのような施策及び取組を行っているのか、お尋ねします。

○副議長（兼本芳雄）

福祉部長。

○福祉部長（長尾恵美子）

本市におきましては、希望する方に対し、納税通知や保険料支払通知など、特に重要な文書を点字文書にするよう対応を行っております。また、声の市報と称して、市報の内容をテープやC

Dに吹き込んで、希望する方にお送りしております。

○副議長（兼本芳雄）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

次に、平成25年に、もう随分前になりますけれども、先輩議員が質問されたときは、視覚障がいの方が約550人とのことでしたが、現在はどのくらいの方がおられるのか、お尋ねします。また、希望する方へ点字やテープ、CDに吹き込みをされているとのことですが、全ての対象者の方に、どのように希望把握を確認されているのか、伺います。

○副議長（兼本芳雄）

福祉部長。

○福祉部長（長尾恵美子）

令和5年3月末時点で、視覚障がいにより身体障害者手帳をお持ちの方は391人いらっしゃいます。また、テープやCD吹き込み対応の希望者の把握につきましては、身体障害者手帳の受け取りの際に、障がい者ガイドブックを基に説明を行い、確認をしております。また、相談いただいた際には随時確認し、対応しております。

○副議長（兼本芳雄）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

手帳の受け取りをされるときに、全ての方に確認をされているということでしたが、やはり年月が変わってくれば、後ほども出てきますけれども、ほとんどの方がスマホを今利用されておられますので、その時々合致した形で、また中身が変わってくると思いますので、細かくよろしくお願いいたします。

次に、以前の質問にもお答えいただいておりますが、飯塚盲人会の皆様から要望等を聞かれているとのことでしたが、現在はどのように連携などを行っておられるのか、お尋ねします。

○副議長（兼本芳雄）

福祉部長。

○福祉部長（長尾恵美子）

飯塚盲人会の方々とは、例年、懇談会を行っており、様々なご要望をいただいているところでございます。

○副議長（兼本芳雄）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

様々なご要望をいただいているということですが、要望にはどのようなものがあるのか、お知らせください。

○副議長（兼本芳雄）

福祉部長。

○福祉部長（長尾恵美子）

近年では、点字ブロックや音声式信号機の設置など、主にハード面に対する要望をされております。音声式信号機に係る要望につきましては、飯塚警察署の所管となるため、飯塚警察署へつないでおります。設置まで数年お待ちいただくこともありましたが、飯塚盲人会に事情を説明し、ご理解をいただいているところです。

○副議長（兼本芳雄）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

ハード面が多いというようなことで、飯塚警察署につないでいるということでしたが、その結果もこういうふうに終わりましたよというようなところも言っていただければ、非常に助かるのではないかなというふうに思いますので、お願いいたします。

次に、飯塚盲人会からの要望は、言われるようにハード面が多いようですが、行政側から各種送付される書類とか、各家庭に郵送したコロナワクチン接種券や特別給付金などの封書や文書への不便さなどを確認しておられるのか。また、盲人会の皆様が、音声コードのことを御存じであることが前提になりますけれども、こういう要望はありませんかというようなことを伺ったりはされておられないでしょうか。

○副議長（兼本芳雄）

福祉部長。

○福祉部長（長尾恵美子）

飯塚盲人会からは、本年度も現在困っておられることを書面にいただいておりますが、その要望書には郵便物の要望についてはございませんでした。今後、意見交換の機会を確保し、要望については確認を行っていきたいと考えております。

○副議長（兼本芳雄）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

どうぞよろしくお願いいたします。

次に、冒頭からずっと出ておりますが、音声コードというのは、どのようなものなのか、伺います。

○副議長（兼本芳雄）

福祉部長。

○福祉部長（長尾恵美子）

音声コードとは、紙に印刷された内容を読むことができない視覚障がいを持つ方や高齢者の方にも、見える人たちと同じ情報を耳で聞いて情報を得ることを目的に、情報のユニバーサルデザインの一つとして開発されたQRコードに似た2次元コードのことであり、パンフレットやチラシなどの隅に印刷されております。約2センチの正方形で、そのコードの中に漢字と仮名交じりの日本語、英数字を約800字記録することができます。このコードを活字文書読上装置等を使って音声に変え、情報を取得するというものです。この音声コードを印刷した箇所は、コード横から近いほうの用紙の端に穴あけパンチなどで円形の切り抜きを入れて、視覚障がいを持つ方が触って、コードの位置が把握できるようにする必要があります。

○副議長（兼本芳雄）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

チラシ等にされているということでした。

次に、本市が作成している音声コードを使った印刷物には、どのようなものがあるのか、伺います。

○副議長（兼本芳雄）

福祉部長。

○福祉部長（長尾恵美子）

本市では、社会・障がい者福祉課が発行している「障がい者ガイドブック」や「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」に掲載しております。令和6年3月に策定する「障がい者計画」にも記載する予定としております。

○副議長（兼本芳雄）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

今言われた障がい者ガイドブックというのがここにありますが、この右の隅に、パンチで穴を開けたような半分の円が、これを触ると、ここにコードがあるんだなというのが判別できるのかなというふうに思います。

次に、音声コードを広報紙では利用されておられるのか。また、他市での利用状況が分かればお願いいたします。

○副議長（兼本芳雄）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

本市の広報紙であります広報いづかにつきましては、音声コードは利用いたしておりません。他市の事例で申しますと、愛知県の広報紙「広報あいち」が音声コード版を発行しております。これにつきましては、広報紙自体に音声コードがついているという物ではなく、希望される方に写真、絵、図を除く紙面が全30段のものを音声コード化し、音声コード約20個をはがきサイズの用紙に別途印刷して配付しているといったものだそうです。

○副議長（兼本芳雄）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

はがきサイズだけが、何ページかにわたって郵送されてくるんだなというものだろうというふうに思います。後ほどまた要望等で言いますけれども、飯塚も研究していただければと思います。

次に、広報いづかに音声コードは利用していないとのことですが、視覚障がい者の方へどのような対応をされておられるのか、伺います。

○副議長（兼本芳雄）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

毎月の広報いづかの発行に合わせまして、「声の市報」を発行いたしております。音訳いづか様及び穂声様にカセットテープやデジCDへの吹き込み・ダビング及び対象者への発送を行っていただいております。作業期間につきましては、毎月1日の発送日を含め、4日程度でございます。なお、現在利用されている方はカセットテープの方が8名、デジCDの方が16名となっております。

○副議長（兼本芳雄）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

カセットテープが8名、デジCDが16名ということですが、声の市報を利用されている方が24名ということで少ないようですけれども、利用されていない方はどのように行政情報を取得されておられるのか調査などされたことがあるのか、お伺いいたします。

○副議長（兼本芳雄）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

先ほど福祉部長のほうからも答弁がございましたが、障害者手帳の交付時や転入の際に声の市報についても同様にご案内をいたしまして、広報発行物についてのご要望を聞いているということでございます。市報の発行の段階での独自の調査というのは行っておりません。

○副議長（兼本芳雄）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

ではここでちょっと要望ですけれども、この障害者アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法は、昨年公布された責務を課された法律です。市町村の広報紙は、全市民の皆様が一人も漏れることなく、「障害者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにする。」というふうに基本理念にあります。デジタル技術等を駆使し、広報いづかの音声コード化について、ぜひ実施していただくよう、市長、よろしく願いいたします。

次に、音声コードの読取装置にはどのような物があるのか、伺います。

○副議長（兼本芳雄）

福祉部長。

○福祉部長（長尾恵美子）

音声コードの読取装置につきましては、専用の活字文書読上装置とスマートフォン等に格納されたアプリケーションソフトを使い音声コードを読み上げる物の2種類ございます。専用の活字文書読上装置は、本市が実施する日常生活用具の給付対象となっております。

○副議長（兼本芳雄）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

給付対象ということですが、日常生活用具の給付状況はどのようになっているのか、伺います。

○副議長（兼本芳雄）

福祉部長。

○福祉部長（長尾恵美子）

視覚障がい者用活字文書読上装置は視覚障がい者2級以上の方が対象であり、耐用年数は10年、基準額は9万9800円となっております。利用者負担につきましては、収入状況に応じて、最大で基準額の1割の自己負担が発生する場合がございます。また、基準額を超える金額については、利用者の負担となっております。

○副議長（兼本芳雄）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

負担があるということで、誰しもが同じ時期に情報を得られるようにするには、ここもちょっと考えていただければと思います。

次に現在、本市からこの装置を給付されている件数が分かれば、お願いいたします。

○副議長（兼本芳雄）

暫時休憩いたします。

午後 1時16分 休憩

午後 1時16分 再開

○副議長（兼本芳雄）

本会議を再開いたします。福祉部長。

○福祉部長（長尾恵美子）

平成30年から令和4年までで2件の支給がっております。

○副議長（兼本芳雄）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）



すみません、急な質問で。ありがとうございます。

次に、「Uni-Voice」、音声コードを読むための専用のスマートフォンアプリとはどのようなものなのか、お尋ねいたします。

○副議長（兼本芳雄）

福祉部長。

○福祉部長（長尾恵美子）

Uni-Voiceとは音声コード読取アプリの一つであり、アンドロイドと 아이폰の両方で無料ダウンロードが可能なアプリです。このアプリを起動し、カメラを使って音声コードを読み込ませることで、その音声コードに記録されている文字情報を読み上げることができます。いずれも通信を切った状態で利用することができますので、大変便利なアプリであると認識しております。

○副議長（兼本芳雄）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

私も先日、スマホに入れまして、先ほどのガイドを聞きましたけれども、音声のスピードも調整できるし、音量も当然。結構、AIの声ではありましたけれども、しっかり聞こえたなというのが分かりました。

今、スマホにアプリのダウンロードという答弁がありました。そこで少し調べたんですけども、「日本視覚障害者ICTネットワーク」というところが、昨年4月から5月にかけて実施した第2回支援技術利用状況調査では、87.06%の方がパソコンとスマートフォンを併用して利用されていることが分かりました。このように日頃からデジタル社会のつくり出すサービスを使い、情報収集をされておられます。本市の第3期飯塚市障がい者計画に、基本理念として、「障がいのある人もない人も ともにいきいきと暮らせる共生のまちづくり」を目指す掲げていますが、今後どのような取組を行っていくのか、お尋ねいたします。

○副議長（兼本芳雄）

福祉部長。

○福祉部長（長尾恵美子）

情報アクセシビリティ推進法では、行政が情報発信する際には、その障がいの種類や程度に応じて、全ての障がい者が情報の取得手段を選択できる環境づくりに努めることとなっております。現在、音声コード読み取りアプリUni-Voiceを含め、視覚に障がいのある方の生活を便利にするアプリは数多く開発されております。本市におきましても、障がいがあることによる情報格差を生じさせないよう、社会・障がい者福祉課が中心となり、音声コードについての普及啓発を推進するとともに、印刷物等における音声コードの活用、点訳、音訳など、障がいの特性に応じた必要な配慮について、実施及び周知してまいります。

○副議長（兼本芳雄）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

どうぞよろしくお願ひいたします。

ここでちょっと最近の体験といいますか、2つほど紹介いたしますが、一つは、この音声コードには直接関係ありませんが、聴覚の障がいをお持ちの方なんですけれども、その方から相談をいただいている案件なんです。玄関のインターホンをピンポンと押しますけれども、当然、耳が不自由ですので、その音が聞こえずに、部屋の中でカメラのフラッシュのようなものがチカチカと光るんですけれども、それに不具合があるということで2回ほど伺ったんですが、そこで、今、一生懸命やっていたら、先日もドアが少し開いておりましたので、中で奥

様が炊事場で作業されておりましたけれども、ピンポンを押しても当然、チカチカ光っていませんのでピンポンも聞こえません。私が、「誰々さん、誰々さん」と言っても当然聞こえない。このまま入って行こうかなと思ったけど、それもちゅうちょしまして、その作業が終わるまで待っていたんですね。そしておむね作業が終わって、「奥山です」と言って、やっと気づかれて、中に上げていただいて、そういう状況を確認させていただきました。情報を得るためには、やはりそういう光であるとか、音声であるとか、私たちが気がつかないところで大変ご苦労されているなというのが、ここ最近の出来事の中でありました。

もう一つ、今度は視覚障がいの方なんですけれども、私も新飯塚駅で少し朝、皆様に挨拶したりしていますが、もう長い期間なんですけれども、目の不自由な方がエレベーターで降りて来られて、点字ブロックの上を、白杖をついて行かれるんですけれども、最初は、行かれた先まで目で追っておりませんでしたから、白杖をついて行かれるんですが、あるとき、車をたたく音がしたんですよ、ポンとって。その方は車の運転手のほうに向かって謝っておられました。最近の車はエンジンの音がしませんので、その方は横断歩道を渡るのではなくて、道路を横切ってバス停まで行かれるんですけど、それで、この杖で車をポンとたたいて。それ以降、私はその方が降りてくるとバス停までご案内するんですけれども、いろんな情報が耳から入るんだけど、車の音すら聞こえない現在、やはり大変ご苦労されているなということで、短い時間ですけど、どちらからみえていますかと、鞍手のほうから飯塚に来て、また飯塚から嘉麻のほうまで仕事に行っていますという青年だったんですけどね。質問の後ですけども、最近、スマホを利用されていますかと言うと、使っていますということで、やはりこのスマホ、そういう音声になるものは、やはりその方々の情報の一つの手段で、大事なものだなという気が特にいたしました。こうやって質問させていただいていますけれども、その方に寄り添って、皆様寄り添って、こうしたらいいんではないかということを考えていただければというふうに思います。

最後になりますけれども、国や地方自治体などから送られる公的な通知文書や広報など印刷物、また、年金や医療、各種保険などのお知らせ、公共料金の通知、書類などには音声コードの記載が必須です。また、封書の場合、封書の表書きに音声コードがついていても、肝腎の封書の中の紙媒体に音声コードがついていない場合は、内容が理解できません。全ての障がいの方が障がいの有無によって分け隔てられることなく、情報の取得やその利用、意思疎通ができる社会の実現を目指した法整備も整っているわけですから、市長、本市から市民の皆様に送付される通知等について、この音声コードの普及を早急に進めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（兼本芳雄）

福祉部長。

○福祉部長（長尾恵美子）

障がいのある人が等しく情報を取得、利用し、意思疎通ができるようにしていかなければならないと考えております。そして、音声コードにつきましても、その一つの方法だと考えます。市が直接印刷して作成する印刷物につきましては、インクのにじみ具合でコードが読めなくなることや、また、業者に依頼する場合でも対応できる業者が限られるなど、予算面やハード面で困難な場合もございますので、印刷物にもよりますが、可能なものについては対応してまいります。

○副議長（兼本芳雄）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

部長が言われましたように、寄り添っていただいて、ぜひどんどん進めていっていただきたいというふうに思います。

次に、「電子図書館の導入について」でございます。この質問はもう4回目ぐらいになるかと思っております。今回は、うれしいような、うきうきしたような形で質問させていただきたいという

ふうに思います。途中で出てきますが、よろしくお願ひいたします。電子図書館の導入については、もう3度ぐらいしていますけれども、本年6月の市議会定例会におきまして、電子図書館の設置について質問しましたが、その後の検討内容について伺います。

○副議長（兼本芳雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村達也）

電子図書館の導入につきましては、過去数回にわたり、市議会定例会でご質問をいただき、全国、県内市町村の導入状況や、必要な経費及び利用可能な財源等の調査を行い、導入の是非について、関係部署とも協議してまいりました。本年6月の市議会定例会後の検討内容としましては、本年8月に電子図書館導入に関するアンケートを実施して、図書館利用者だけでなく、広く一般市民の方々のご意見等を収集したところでございます。また、本年6月の市議会定例会においてご答弁申し上げましたように、子ども図書館整備事業やイイヅカコミュニティセンター大規模改修事業の実施期間中の代替策としても有効であると考えておりますので、他自治体の状況を参考に、改めて事業者選考等の必要な手続の確認や導入経費について算出を行うとともに、関係部署との協議を進めているところでございます。

○副議長（兼本芳雄）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

今、8月にアンケートをとということで、私もスマホでアンケートに回答しましたけれども、これを見た瞬間に、もうそろそろだなというのが、私も感じ取れました。それについて、アンケートについて伺いますが、その結果について、お尋ねいたします。

○副議長（兼本芳雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村達也）

電子図書館導入に関するアンケートにつきましては、本年8月の1か月間、市役所本庁、4支所、12交流センター及び中央公民館でのアンケートボックスの設置及び飯塚市公式LINEによる回答方法で実施し、合計で1118人の方からご回答いただきました。回答者の年代といたしましては、30代から60代までの合計で全体の約84%、また、飯塚市立図書館を利用していない方が過半数を占める結果となりました。次に、電子図書館サービスの利用に関する設問につきましては、「利用したい」、「条件が合えば利用してみたい」との肯定的なご意見が、合計で全体の約89%となった一方で、「利用したくない」という否定的なご意見は約5%との結果となっております。

○副議長（兼本芳雄）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

89%の方がぜひ利用したい。特に、図書館を日頃利用できない年代層、30代から60代の方が大半だということでございます。それと、利用したくないという否定的な意見が5%とありましたが、今、このアンケートを持ってありますが、設問の中に「したくない」というのがあるもんだから、ここになります、利用しない」というふうに変えてもらったほうがいいんじゃないかという、何か否定的な設問の回答欄として、「利用したくない」というよりも、「利用しない」と。理由はスマホがないとか、タブレットがないとか、紙のほうがいいのかというのはあるんでしょうけど、そういうふうに変えていただければというふうに思います。

次に、電子図書館については、令和6年度以降に実施予定である穂波図書館の子ども図書館の改修やイイヅカコミュニティセンター大規模改修期間中の代替策として検討中とのことでしたが、

その代替策としてどのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

○副議長（兼本芳雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村達也）

子ども図書館の整備及びイイヅカコミュニティセンター大規模改修期間中の代替策としましては、電子図書館のほか、市内公共施設におけるミニ図書館を設置して、主に新刊書籍等の閲覧、貸出し、返却などの窓口業務を実施したいと考えております。また、市内8か所程度の公共施設におきまして、出張図書館を開設することを検討しております。これは、改修期間中に休館となる飯塚図書館及び穂波図書館の周辺地域を対象としまして、1日に2か所ずつの週4日を目安としまして、図書館職員が当該施設に出張して貸出し、返却等の業務を行うものでございます。これらの代替策につきましては、休館中における図書館利用者サービスの継続を図り、可能な限り市民の皆様の読書環境を維持するために必要な措置であると考えております。

○副議長（兼本芳雄）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

図書館については、今、福祉文教委員会のほうで閉会中の特別付託案件としてされていますので詳しくは聞きませんが、最後に今後の計画について、電子図書館の導入に関する市のお考えをお聞かせください。

○副議長（兼本芳雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村達也）

令和元年6月に施行されました視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律に基づく障がいを持つ方へのサービスとして、文字の大きさや色、フォントなどを変えることができる電子書籍は有効な手段であり、文部科学省が令和5年3月に策定しました「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」でも、デジタル社会に対応した読書環境の整備が推奨されており、電子図書館導入は本市におきましても重要な課題であるとは認識しております。しかしながら、さきの定例会においてもご答弁申し上げましたように、電子図書館につきましては、メリットがある一方で、期限付の作品コンテンツを更新するためには、その都度購入が必要であるなど、初期導入費用や毎年の維持管理費用のほか、電子図書館を充実させるためには、紙媒体の図書資料よりも高価となる費用の捻出方法も十分に検討しなければなりません。なお、先ほどの答弁の繰り返しとなりますが、子ども図書館整備事業やイイヅカコミュニティセンター大規模改修事業の実施に伴う図書館休館中の代替策として、ほかの県立図書館等の電子書籍の利用推進を図るとともに、今後の市民の利便性に関する今後の本市全体の図書館運営を見通す中で、その導入については、引き続き調査研究してまいりたいと考えております。

○副議長（兼本芳雄）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

引き続き調査研究とありましたが、もうこのサービスが始まって相当な月日がたっておりますし、全国的に見ても500以上の自治体が導入をされておりますので、もうそろそろ研究のしようがないのではないかとこのように思いますので、早めの導入をよろしくお願いたします。

最後になりますけれども、市民アンケートの結果にもあるように、89%の方が期待される市民の皆様、また図書館から遠のいていた市民をはじめ、若者やビジネス、ファミリー層などの利用拡大とそれぞれの目的に応じて、快適に利用できる図書館サービスを早急に導入いただくことを期待します。それと導入に際して、当然、登録というのがあると思っておりますけれども、一般的に

は来てくださると、登録に。これは、国立国会図書館においてもウェブで申込みができたりしていますので、その辺も、もうわざわざビジネスマンが平日に行くのかという、土日もあるかもしれませんが、行くのかではなくて、そういうものをどんどん使っていただきながら、早急に導入いただきたいと思います。以上で質問を終わります。

○副議長（兼本芳雄）

暫時休憩いたします。

午後 1時35分 休憩

午後 1時44分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。12番 田中英美議員に発言を許します。12番 田中英美議員。

○12番（田中英美）

今回は、2点にわたって、一般質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、「市長選挙について」、質問をさせていただきますが、武井市長におかれましては、全て透明で適法、適正に、しかも公平で民主的な市政運営をされることを期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、市長選挙についてでございますが、この投票率が一番低いということをおっしゃっているところでございます。また、全国的に投票率が低下傾向にある中、社会問題となっている低い投票率を改善しようと、各地の自治体、また選挙管理委員会では、様々な投票率アップの取組が行われているところでございます。そこで本市の令和5年11月12日に飯塚市長選挙が実施されましたが、最低の投票率と言われておりますが、合併後の同選挙の投票率の推移はどのようになっているか、お聞きしたいと思います。

○議長（江口 徹）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（手柴英司）

市長選挙の投票率の推移でございますが、合併後、最初の平成18年4月23日執行の選挙では53.58%、次の平成22年4月18日執行の選挙では53.17%、続いて平成26年4月13日執行の選挙では38.35%、平成29年2月26日執行の選挙では43.14%、そして令和3年の無投票を1回挟みまして、令和5年11月10日執行の選挙では37.52%という結果となっております。

○議長（江口 徹）

12番 田中英美議員。

○12番（田中英美）

投票率が合併以降、最低ということになっておりますが、その原因についてどのように考えておられるか、お聞きいたします。

○議長（江口 徹）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（手柴英司）

近年、投票率の低下傾向は、全国的なものとなっております、本市におきましても同様の傾向となっております。投票率は、その時々々の社会情勢をはじめ選挙の争点など、様々な要素が総合的に影響すると考えられますことから、選挙管理委員会といたしましては、一概にその評価をできるものではないというふうには考えております。

○議長（江口 徹）

12番 田中英美議員。

○12番（田中英美）

ただいまの答弁では、一概にその評価はできないとのことでありますが、投票率の向上を図っていく中では、最重要課題であり、各自治体の選挙管理委員会においても様々な取組がされているところであります。また、本市の市長選挙の投票率は、過去最低ということも言われておりますし、投票率についてでございますが、年代別とか、そういった分析がされているのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（手柴英司）

年代別の投票率につきましては、10代が26.15%、20代が17.59%、30代が26.86%、40代が34.37%、50代が41.09%、60代が47.68%、70代が51.16%、80歳代以上が35.18%となっております。他の年代に比べまして、若年層の投票率が低い水準にとどまっております。

○議長（江口 徹）

12番 田中英美議員。

○12番（田中英美）

ただいまの答弁からすると、特に10代から30代が低い投票率となっているところでございますが、これは事務所の所長や各団体の会社社長を選ぶ選挙ではないわけでありまして、市民の市長を選ぶ選挙であります。先ほど申し上げましたように、投票率の向上を図っていくことは最重要課題と思っておりますので、積極的なご検討をお願いします。

では次に、男女別の投票率の推移についてはどうなっているか、お答えいただきたいと思っております。

○議長（江口 徹）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（手柴英司）

男女別の投票率につきましては、男性が36.13%、女性が38.75%となっております。投票率に大きな差はございませんけれども、過去の飯塚市長選挙においても、女性の投票率のほうが高いというような結果が出ております。

○議長（江口 徹）

12番 田中英美議員。

○12番（田中英美）

11月の市長選挙は、20代では17.59%と低い水準である一方で、70代では51.16%と高い水準になっているところでございます。その差は約3倍の開きがあるところでありますが、若年層の投票率が低いということについて、どのようにお考えいただいておりますのか、お答えいただきたいと思っております。

○議長（江口 徹）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（手柴英司）

若年層の投票率は、中高年層に比べ、かなり低い状況となっております。特に高校を卒業して県外の大学等に進学する年齢である19歳及び20代の若い世代において、投票率が低い状況となっております。総務省が平成28年に18歳から20歳の方を対象に行いました意識調査において、投票に行かなかった理由は、「今住んでいる市町村で投票ができなかったから」が21.

7%と最も多い結果となっております。続いて、「選挙にあまり関心がなかったから」、「投票所に行くのが面倒だったから」となっており、一般的にその原因は他の世代に比べて、政治的関心や投票義務感が低いからであると言われております。

○議長（江口 徹）

12番 田中英美議員。

○12番（田中英美）

選挙年齢が18歳以上に引き下げられたところでございます。学校教育等における取組も重要になってくると思われませんが、選挙の投票行動に対する啓発は、どのように取組をなされているのか、お聞きいたしたいと思っております。

○議長（江口 徹）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（手柴英司）

毎年実施している常時の啓発活動といたしまして、二十歳を祝う会でリーフレットを配布し、選挙制度の周知及び投票参加の呼びかけを行っております。また、中学校や高校の生徒会選挙への投票箱、投票記載台の貸出しに加え、小学校から市役所本庁舎見学の依頼があった機会を捉え、議場において市議会の役割や選挙の仕組みを説明するなど、選挙をより身近に感じさせる取組を行っております。また、中学生、高校生を対象とした選挙啓発ポスターの作品募集、さらには近年、新型コロナウイルス感染症の影響により実施がかなっておりませんが、高校への出前講座を行うなど将来を担う子どもたちに対し、主権者としての自覚を促すよう取り組んでいるところでございます。

○議長（江口 徹）

12番 田中英美議員。

○12番（田中英美）

ただいまの答弁では、二十歳を祝う会ということを言われておりますが、この会には選挙管理委員会委員長が出席され、登壇はされておるところでございますけれども、毎年自己紹介だけで終わっているような状況でございます。また、来賓の挨拶も大切だと思っておりますが、せっかく登壇されるのであれば、もっと参政権について大切だということを選挙管理委員会として周知をすべきでないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（江口 徹）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（手柴英司）

選挙管理委員会といたしましては、明るい選挙推進協会が作成いたしました選挙と政治の話をテーマといたしましたリーフレットを配布するとともに、二十歳を祝う会のしおりの中で選挙権とは何か、選挙における投票方法を掲載いたしまして、選挙権を行使することの大切さを伝える等の啓発活動を実施しております。また、二十歳を祝う会のしおりの中に選挙管理委員会委員長の祝辞を掲載させていただいております。その中で、政治へ目を向けることの大切さ等、選挙啓発につながるメッセージを発信しているところでございます。

○議長（江口 徹）

12番 田中英美議員。

○12番（田中英美）

今回の選挙は過去最低の投票率だったということを受け、選挙管理委員会として今後どのように考えていくのか、お答えいただきたいと思っております。

○議長（江口 徹）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（手柴英司）

選挙は、私たち国民が政治に参加し、主権者としてその意思を政治に反映させることのできる最も重要かつ基本的な機会になることから、今回の結果を受けまして、選挙管理委員会としましても投票率に関する分析を行いまして、新たな取組に向けた検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（江口 徹）

12番 田中英美議員。

○12番（田中英美）

次に、選挙管理委員会の対応について質問をさせていただきます。選挙は公職選挙法に規定された様々なルールにのっとり、公正に行わなければなりません。私ども議員にも公職選挙法の遵守が求められるところですが、過去の選挙においてもそうでない事例があまりにも多く見受けられました。選挙管理委員会として、その点についてどのように考えられているのか、お答えいただきたいと思っております。

○議長（江口 徹）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（手柴英司）

4月に執行されました飯塚市議会議員一般選挙、そして11月に執行されました飯塚市長選挙及び飯塚市議会議員補欠選挙におきましても、これは事前運動に当たるのではないのか、これは公職選挙法違反になるのではないのかといった問合せや通報などがございました。飯塚市選挙管理委員会といたしましては、そういった個別事案に対しまして、現地確認等を行った上で、関係者等へ適切な対応について依頼するなど、選挙が公平、適切に行われるように対応を行うようにしております。

○議長（江口 徹）

12番 田中英美議員。

○12番（田中英美）

ただいまの答弁によりますと、公職選挙法違反になる通報や問合せがあったとのことですが、では公職選挙法違反を防止するため、選挙管理委員会としてどのような取組を行っておられるのか、お聞きいたします。

○議長（江口 徹）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（手柴英司）

公職選挙法違反を防止するための対応策につきましては、選挙が行われる際には立候補予定者説明会などを開催いたしまして、立候補の手续や事前運動の禁止を含む選挙運動全般に関し、あらかじめ説明や資料配付を行い、周知をしております。今後も選挙の公正を確保するため、引き続き制度の周知に努めるとともに、警察とも密接な連携を図りながら、適切に対応していきたいと考えております。

○議長（江口 徹）

12番 田中英美議員。

○12番（田中英美）

ただいま選挙管理委員会は、今後も選挙が公正かつ適正に行われるよう、引き続き制度の周知に努めるとともに、警察と密接な連携を図りながら適切に対応してまいりますとの答弁がありました。私のところにも様々なお話も寄せられているところがございますが、今後の選挙のこともありますので、市長におかれましては、公職選挙法違反はされていないと思っておりますが、市長に、選挙の関係でございますので、直接お聞きさせていただきたいと思っておりますし、また簡潔に



お答えいただきたいと思っております。答えられないものについては、そのまま大丈夫でございますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、投票率を上げるため選挙管理委員会も努力をされていると思っておりますが、候補者の方々も努力をされていると思っております。また、選挙になれば、ただいま説明がありましたように、選挙違反の問題が飛び交ってきていますが、自分がお聞きした範囲で質問させていただきたいと思っておりますので、この点につきましては、早く整理をされ、透明で公正な市政運営に取り組んでいただきたいとの思いで質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、今日のIT、要するに情報化は急速に進展し、市長におかれましても、いち早くご自身の公式インスタグラムを始められております。画期的な取組であるというふうに思っておりますし、このSNS活用はどなたかの提案であったのか、よろしければお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午後 2時00分 休憩

午後 2時38分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。

先ほどの質問につきましては、市の一般事務ではないため議長において許可できません。その点、ご注意されまして、次の質問をお願いいたします。12番 田中英美議員。

○12番（田中英美）

大変お騒がせした質問で申し訳ないというふうに思っておりますし、私のところに持ち込まれた話を、そのままストレートにというようなことでございましたが、今整理をさせていただきましたので、改めて質問をさせていただきます。

まず1点目が、著名な政治家の方々などが差出人となったはがきの郵送も行われたとお聞きいたしました。公選法の関係についてはどうでしょうか。

○議長（江口 徹）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（手柴英司）

今、ご質問いただいた件については、選挙管理委員会としては事実確認ができておりません。はがきを送られた時期でありますとか、はがきの内容だとかを勘案して判断するような内容でございますので、今のところ見解を述べるのは差し控えたいと思っております。

○議長（江口 徹）

12番 田中英美議員。

○12番（田中英美）

次に、インスタグラムでは、自身が出陣式への参加を動画で呼びかけられたとのことですが、これは事前運動に当たりますか、お聞きいたします。

○議長（江口 徹）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（手柴英司）

その行為につきまして、事前運動と認められるかどうかにつきましては、その行為がなされる

時期、方法、対象等によって総合的に判断されるということになります。個別、具体的にちよつと内容を見ないと判断は難しいと考えております。

○議長（江口 徹）

12番 田中英美議員。

○12番（田中英美）

次に、不特定多数の方に出陣式の案内はがきを郵送されたとお聞きいたしましたが、公選法との関わりはどんなふうでございましょうか。

○議長（江口 徹）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（手柴英司）

恐れ入りますけど、これにつきましても同様でございまして、その行為がなされる時期、方法、対象等により総合的に判断されますので、個別、具体的に見ていかないと、判断は難しいものでございます。いただいたご意見の内容が公職選挙法に抵触するかどうかにつきましては、取締機関である警察の判断でございまして、選挙管理委員会のほうで認定する権限はございませんので、恐れ入りますけど、よろしくお願いたします。

○議長（江口 徹）

12番 田中英美議員。

○12番（田中英美）

次の質問に移らせていただきます。次に、「保健福祉総合センターについて」であります。穂波福祉総合センター、庄内保健福祉総合センターハーモニー、筑穂保健福祉総合センターの設置について、ご説明をお願いします。

○議長（江口 徹）

福祉部長。

○福祉部長（長尾恵美子）

穂波福祉総合センターは指定管理者により運営しており、庄内保健福祉総合センターハーモニーは食堂、浴場、運動指導室の部分については、社会・障がい者福祉課所管であり、市直営で運営しております。また、筑穂保健福祉総合センターについては、平成26年度までは飯塚市社会福祉協議会が指定管理者として管理運営しておりましたが、平成27年4月1日から土地、建物を市が飯塚市社会福祉協議会に対して無償貸与し、施設運営についても飯塚市社会福祉協議会が行っております。

○議長（江口 徹）

12番 田中英美議員。

○12番（田中英美）

同じ保健福祉センターで、目的もあまり変わらないような中で運営方法がいろいろ変わっておるということについては、今後検討をお願いしたいと思います。

それでは、これらのセンターの設置目的について、説明をお願いいたします。

○議長（江口 徹）

福祉部長。

○福祉部長（長尾恵美子）

穂波福祉総合センター及び庄内保健福祉総合センターハーモニーは、市民の健康増進及び保健意識の向上を図り、市民への総合的な保健福祉サービスを提供することを設置の目的としております。また、筑穂保健福祉総合センターについては、地域住民の健康増進と福祉の向上を図るため、設置されているものと捉えております。

○議長（江口 徹）

12番 田中英美議員。

○12番(田中英美)

ただいま答弁がありました。穂波、庄内及び筑穂保健福祉総合センターの3施設につきましても、設置目的については大差がないのではと認めているところでございます。

次に、それぞれのセンターの運営状況はどのようになっているか、お尋ねいたします。

○議長(江口 徹)

福祉部長。

○福祉部長(長尾恵美子)

穂波福祉総合センターは、指定管理者により運営されており、貸し館等の業務や運動指導員の配置、催物の実施などが行われており、指定管理料及び利用料利益により運営しております。庄内保健福祉総合センターハーモニーは、庄内交流センターと庄内地区社協、食堂が入っておりますが、社会・障がい者福祉課が浴室、トレーニング室の受付業務について委託し、運営しております。筑穂保健福祉総合センターは、市の行政財産としては廃止しており、普通財産として土地・建物を飯塚市社会福祉協議会に無償貸与しており、飯塚市社会福祉協議会が運営しております。本市においては、運営や修繕に係る経費の一部を補助しております。

○議長(江口 徹)

12番 田中英美議員。

○12番(田中英美)

無償貸与施設であっても、市の施設に変わりはないのではないかと認めているので、この点につきましてもご検討をお願いいたします。

次に、広報の面からお尋ねいたします。それぞれのセンターは住民の健康増進を目的にしているところではありますが、設置目的、利用目的を明確にし、利用促進が図れるような広報が必要だと思っております。それぞれのセンターのホームページによる情報はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長(江口 徹)

福祉部長。

○福祉部長(長尾恵美子)

穂波福祉総合センターは市のホームページ内に記事がありますが、写真等は掲載しておりません。指定管理者が独自にセンターの施設や事業の案内を行うためのサイトを立ち上げており、大変分かりやすいものになっています。今後、市のホームページからこのサイトへのリンクを設定できるよう相談をしたいと考えております。

庄内保健福祉総合センターハーモニーも市のホームページ内に記事はありますが、貸館部分は交流センターのページに、浴場、運動指導室、食堂については福祉施設のページ内にと、同じ施設でありながら情報のページは別々になっておりますが、それぞれ相互のリンクができるようにしております。

筑穂保健福祉総合センターについては、市のホームページ内に記事があり、写真が掲載されておりますが、更新が行われていない状況でございます。筑穂保健福祉総合センターの広報の在り方について、今後、飯塚市社会福祉協議会と協議する必要があるものと考えております。

○議長(江口 徹)

12番 田中英美議員。

○12番(田中英美)

次に、保健福祉総合センターのスポーツ健康施設、要するにトレーニングルームでございますが、これについてでございますが、各センターのスポーツ・健康施設の器具の配置状況はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

福祉部長。

○福祉部長（長尾恵美子）

穂波福祉総合センター及び庄内保健福祉総合センターハーモニーについては、市の福祉施設であることから、順次計画的に機器の置き換えを行ってまいりました。筑穂保健福祉総合センターにつきましては、運営を社会福祉協議会が行っていることから、本市が器具を購入し、設置することはしておりません。しかしながら、市の備品等で再利用可能な器具の設置等を仲介するといったことはございます。

○議長（江口 徹）

12番 田中英美議員。

○12番（田中英美）

ただいま答弁がありました。穂波及び庄内は市の施設で、筑穂は社会福祉協議会が運営を行っている。市の施設ではないような説明であったと思っております。飯塚市は備品、健康器具等を購入し、設置しないとの答弁であります。これは、穂波は指定管理者、庄内は飯塚市の社会・障がい者福祉課の直営施設、筑穂は社会福祉協議会が運営していると。運営方法はそれぞれ違っておりますけれども、3施設とも飯塚市の施設に変わりはないと思っております。器具等の購入についても、穂波、庄内と同様に、不足している健康器具は、無償貸与の施設であっても飯塚市が購入すべきだというふうに思っておりますし、また、地域住民の方に非常に不便さを与えているのではと思っております。

現在、旧穂波体育館から平成10年頃に購入された器具を持ち込まれておりますが、古いからというだけで駄目と言うつもりは全くありません。ただ、健康増進が目的である以上、ただ動くから使えということではなく、やはり自転車は自転車屋さんで点検、車は車検を受け、安全確保を図っているところでございます。健康づくりの器具も専門業者が点検し、安全確保ができて、配置すべきと思っておるところでございます。また、運営している社協の職員は器具が古い、部品がないと言っておるところでございますし、健康づくり器具が健康でないと、人の健康は守れないのではないかなという思いを持っておるところであります。また、利用者の安全確保もできていないと思っておるところでございますが、修繕等も対応できる状況にあるのか、利用者きちんと使い方を説明できる状況にあるのかという観点を考えていただきたいと思っております。利用者も安全に使えるということに対する不安がある以上は、やはり利用者数も伸びないのではなかろうかというふうに考えておるところでございます。

参考までに申し上げますが、筑穂保健福祉総合センターの健康づくり器具についてでございますが、当初6台あったエアロバイクは、2台は部品取りとして保管しておると。残りの4台のうち3台が不具合で1台しか使えないと。それからトレッドミル、これはランニングマシンでございますけれども、当初6台がやはり2台が部品取りで保管と。残り4台のうち3台が不具合で使えないということでございます。また、券売機は現在の100円と旧500円しか使えないと。これにつきましても、設置して25年以上経過しているところでございますので、何とか対応をお願いし、検討していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（江口 徹）

福祉部長。

○福祉部長（長尾恵美子）

利用者が安全に利用できることは、最も重視しなければならない事項であると考えます。安全確保をはじめ、今後の器具設置及び利用の促進の方策等について、社会福祉協議会と協議したいと考えております。

○議長（江口 徹）

12番 田中英美議員。

○12番（田中英美）

それでは、それぞれのトレーニングルームの指導者の配置状況をお尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

福祉部長。

○福祉部長（長尾恵美子）

指導員については、3つのセンターのうち穂波福祉総合センターについては配置がありますが、ほかの2か所については配置はございません。

○議長（江口 徹）

12番 田中英美議員。

○12番（田中英美）

前の筑穂にあった筑穂保健福祉総合センターにおいて、以前は指導者がおったというふうにお聞きしておりますので、ご検討をお願いしたいと思います。

決算特別委員会でも指摘をさせていただきましたが、運動器具を利用するための自動券売機が故障して使えないということですが、どうなっているのかという指摘に対して、窓口の職員が両替したりして対応しているので、問題はないという答弁がございました。確かに窓口職員が両替すれば対応できるかと思えますけれども、券売機導入の目的は、利用者の利便性だけでなく、わざわざ事務作業をしなくても、金銭管理や利用者数の自動化など事務の軽減を図るという、非常に利点もあるというふうに思っておるところでございます。また、それでも対応は考えられないということなのか、お聞きしたいと思っております。また、現金の取扱いに関する監査や指導は、市の監査事務局、社会・障がい者福祉課が行うということになっていると思っておりますので、この点についてお答えいただきたいと思っております。

○議長（江口 徹）

福祉部長。

○福祉部長（長尾恵美子）

自動券売機の修繕等のご提案について、飯塚市社会福祉協議会に伝えておりますが、現在のところ、この券売機の修繕等については、飯塚市社会福祉協議会としては考えていないということでございます。金銭の監査については、特に実行しておりません。

○議長（江口 徹）

12番 田中英美議員。

○12番（田中英美）

券売機の修理、また健康器具等についてでございますが、券売機は、社協は考えていないということでございます。この運営補助金につきましては、飯塚市から社協への運営補助金は2千万円ということでございます。この2千万円の範囲も、人件費関係では職員給与、諸手当、共済費、また事業費関係につきましては、備品の購入等々も含めて2千万円ということでございますが、現在故障している器具を購入すると約1800万円ぐらいかかり、施設の運営ができない状況にあるのではと思っておるところでございます。参考までに穂波福祉総合センターの指定管理者委託費はどうなっているのか、お聞かせいただきたいと思っておるところでございます。

○議長（江口 徹）

福祉部長。

○福祉部長（長尾恵美子）

穂波福祉総合センターの指定管理につきましては、年間4600万円となっております。

○議長（江口 徹）

12番 田中英美議員。

○12番（田中英美）

2千万円の補助金と4600万円ということで、非常に指定管理者と補助金ということの中では、非常に大きな開きがありますが、施設の状況によっても若干の違いはあるかという思いをしておるところでございますが、これらの問題に対処するために、ソフト事業関係での過疎債は難しい点はあると思いますけれども、補助金に備品購入分を増額して、検討していただきたいと思っておりますので、お考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（江口 徹）

福祉部長。

○福祉部長（長尾恵美子）

住民の健康増進と福祉の向上のため必要な施設でございますので、今後の運営等につきましては、飯塚市社会福祉協議会と協議してまいります。

○議長（江口 徹）

12番 田中英美議員。

○12番（田中英美）

最後に、筑穂保健福祉総合センターの運営に関して、公共施設の在り方に関する検討の中で廃止が決まり、社会福祉協議会が運営することになったという経過については、理解をしておるところでございますが、しかし、この施設の目的に住民の健康増進が大きなウエートを占めているというふうに思っております。また、利用者が増えることで地域のコミュニケーションの機会も増えるのではないかという思いを持っております。これらを考えたときに、施設整備を行い、社会福祉協議会も市も積極的な広報活動を行い、運動器具も安心して使えるようにしていただきたいというふうに思っております。また、双方に責任があると思いますけれども、社会福祉法によります社協の指導監督権は、社会・障がい者福祉課にあるというふうに思っておりますので、何とか住民の健康づくりがスムーズにできるよう提案をいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（江口 徹）

本日は議事の都合により、一般質問をこれにて打ち切り、明12月8日に一般質問をいたしたいと思っておりますので、ご了承願います。

以上をもちまして、本日の議事日程を終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 2時57分 散会

◎ 出席及び欠席議員

( 出席議員 27名 )

1番	江口	徹	15番	永末	雄大
2番	兼本	芳雄	16番	土居	幸則
3番	深町	善文	17番	吉松	信之
4番	赤尾	嘉則	18番	吉田	健一
5番	光根	正宣	19番	田中	博文
6番	奥山	亮一	20番	鯉川	信二
7番	藤間	隆太	21番	城丸	秀高
8番	藤堂	彰	22番	秀村	長利
9番	佐藤	清和	23番	小幡	俊之
10番	田中	武春	24番	石川	華子
11番	川上	直喜	26番	瀬戸	元
12番	田中	英美	27番	坂平	末雄
13番	田中	裕二	28番	道祖	満
14番	金子	加代			

( 欠席議員 0名 )

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 二石 記人

議事総務係長 今住 武史

書記 林 里美

議事調査係長 淵上 憲隆

書記 安藤 良

書記 宮山 哲明

◎ 説明のため出席した者

市長 武井 政一

企業局次長 今仁 康

副市長 久世 賢治

選挙管理委員会事務局長 手柴 英司

副市長 藤江 美奈

教育総務課長 梶原 康治

企業管理者 石田 慎二

生涯学習課長 中村 達也

総務部長 許斐 博史

文化課長 坂口 信治

行政経営部長 東 剛史

市民協働部長 小川 敬一

市民環境部長 福田 憲一

経済部長 兼丸 義経

福祉部長 長尾 恵美子

都市建設部長 大井 慎二

公営競技事業所長 樋口 嘉文

経済政策推進室長 早野 直大

福祉部次長 林 利恵

都市建設部次長 臼井 耕治

都市建設部次長 中村 章